

## 第1号議案

蒲郡市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

蒲郡市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を、次のように制定するものとする。

平成27年2月25日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

別紙のとおり

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、蒲郡市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例を定めるため提案する。

## 蒲郡市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、蒲郡市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (職務に専念する義務の免除)

第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) その他市長が別に定める場合

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育委員会の教育長をいう。以下同じ。）が改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する間については、この条例の規定は、適用しない。